

石川県公報

平成26年4月8日

第12686号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

規 則	公 告
○石川県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 (長寿社会課) 1	○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経営支援課) 5
告 示	○第44期石川県労働委員会労働者委員の補欠委員候補者の推薦公告 (労働企画課) 6
○身体障害者福祉法に基づく診断を担当する医師の指定を辞退する旨の届出 (障害保健福祉課) 1	○土地改良区の役員退任公告 (農業基盤課) 7
○一般競争入札の落札者等 (医療対策課) 2	○土地改良区の役員就任公告 (同) 7
○青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室) 2	○県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告 (同) 8
○青少年に有害な図書等の指定 (同) 3	○基本測量終了公告 (監理課) 8
○県道の区域の変更 (道路整備課) 3	正 誤
○県道の供用の開始 (同) 4	○平成26.4.1第12684号中 8
○個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額 (教育委員会事務局) 4	

規 則

石川県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月八日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十一号

石川県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

石川県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則(平成五年石川県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「から第四百四十九条まで」を「及び第四百四十九条」に、「国立光明寮、国立保養所、国立知的障害児施設及び国立身体障害者リハビリテーションセンター」を「及び国立障害者リハビリテーションセンター」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 医療型障害児入所施設整肢療護園及び医療型障害児入所施設むらさき愛育園

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(延滞利息の割合の特例)

2 当分の間、第十二条に規定する割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。)に年七・三パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年十四・五パーセントの割合を超える場合には、年十四・五パーセントの割合)とする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。
2 改正後の附則第二項の規定は、平成二十六年一月一日以後の期間に対応する延滞利息について適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

告 示

石川県告示第155号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次の医師から、身体障害者福祉法

(昭和24年法律第283号) 第15条第1項の指定を辞退する旨の届出があった。

平成26年4月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

診療科目	医療機関の名称	所在地	医師氏名	辞退年月日
呼吸器内科	芳 珠 記 念 病 院	能美市緑が丘11-71	犬塚賀奈子	平成24年11月30日
神経内科	〃	〃	北村 彰浩	平成25年3月31日
外科	〃	〃	正司 政寿	〃
内科	〃	〃	森 俊介	〃
整形外科	津幡町国民健康保険直営 河北中央病院	河北郡津幡町字津幡口51番地2	菅沼 省吾	平成25年9月30日
〃	金沢医科大学病院	河北郡内灘町大学1-1	羽藤 泰三	平成25年10月31日
〃	〃	〃	岡田 正人	平成25年12月18日
神経内科	〃	〃	垣内 無一	平成25年12月31日
消化器科	芳 珠 記 念 病 院	能美市緑が丘11-71	中島真如紀	平成26年2月28日
整形外科	〃	〃	有賀 公則	平成26年3月8日

石川県告示第156号

WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成26年4月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る物品等の名称、予定数量及び調達方法
A重油 260,000リットル 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県立中央病院管理局経理課用度係
金沢市鞍月東2丁目1番地
- 落札者を決定した日
平成26年3月25日
- 落札者の名称及び所在地
北星産業株式会社
金沢市片町2丁目3番17号
- 落札金額
89.1円/リットル
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
平成26年2月7日

石川県告示第157号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

平成26年4月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 有害興行

興行の種類	興 行 名	配 給 会 社 名
映 画	緊縛繚乱 秘儀三人吊り～映画『花と蛇 ZERO』より～	東 映 ビ デ オ

〃	連れ込み妻 夫よりも…激しく、淫靡に。	新 日 本 映 像
〃	純愛不倫 恍惚のくちづけ	オ ー ピ ー 映 画
〃	花と蛇 ZERO	東 映 ビ デ オ
〃	紅い発情 魔性の香り	オ ー ピ ー 映 画
〃	巨乳未亡人 お願い!許して…	〃
〃	淫乱体験 カラダが溶けちゃう	新 東 宝 映 画
〃	女の穴	アイエス・フィールド
〃	肉 (原題) WE ARE WHAT WE ARE	トランスフォーマー

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成26年4月8日

石川県告示第158号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第42条第1項の規定により、次の図書等を青少年に有害なものとして指定した。

平成26年4月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害図書等

図書等の種類	図 書 等 名 (ナ ン バ ー)	発 行 所 名
月 刊 誌	シティへブン北陸版 2014年 5月号 (04333-05)	㈱ダブリュエスコポーレーション
〃	N a i N a i プレス北陸 2014年 5月号 (06805-05)	電 王 堂 出 版 ㈱

付記

ナンバーとは、月刊誌及び単行本にあつては雑誌ナンバーをいう。

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成26年4月8日

石川県告示第159号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成26年4月8日から同月22日まで縦覧に供する。

平成26年4月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

路 線 名	道 路 の 区 域				関係図面の 縦覧場所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
松任美川線	白山市笠間町577番1地先から	旧	3.52~20.08	221.4	石川土木 総合事務所 維持管理課
	白山市笠間町619番1地先まで	新	10.25~32.70	221.4	

石川県告示第160号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
 なお、その関係図面は、平成26年4月8日から同月22日まで縦覧に供する。

平成26年4月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
松任美川線	白山市笠間町577番1地先から 白山市笠間町619番1地先まで	平成26年4月8日	石川土木 総合事務所 維持管理課

石川県告示第161号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第119条第2項及び第121条の規定により、個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額を次のとおり定める。

なお、個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額（平成23年石川県告示第370号）は、廃止する。

平成26年4月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

施設の種類の程度		施設の種類	
		施設の種類	施設の名称及び使用に供する設備
演説会場の程度	演説会場面積	九九八平方メートル	
	照明の種類程度	常設電灯	一〇〇ワット 四八灯 二〇〇ワット 四〇灯
		臨時電灯	スポットライト一キロワット (A) 二二灯 (B) 二八灯
			ポーターライト一五〇ワット (A) 五六灯 (B) 九八灯
		演壇	一個
	演説機の程度	椅子	六脚
		椅子	三〇脚
		拡声装置	一式
		マイクロホン	七本
		ワイヤレスマイクロホン	二本
スタンド		六本	
演説場の程度	卓上スタンド	六本	
	椅子	五九〇脚	
弁士控室	照明の種類程度	常設電灯 四〇ワット	四三灯
	楽屋 三室		
その他	便所、傘立等	平常のまま開放する。	

納付すべき費用の額	区 分		午 前	午 後	夜 間
			午前九時から 正午まで	午後一時から 午後五時まで	午後六時から 午後十時まで
	ホ ー ル	土曜日、日曜日及び国民の祝日に 関する法律(昭和三十二年法律第 百七十八号)に規定する休日	二四、九五〇円	一九、六七〇円	三五、六五〇円
		その他の日	二二、三八〇円	二四、九五〇円	二八、五二〇円
ホ ー ル 附 属 設 備	照 明 装 置	午前、午後及び夜間 の各一回一式につき			(A) 七、九六〇円 (B) 一六、〇三〇円
加算額	冷暖房期間中は、ホール各区分の使用料に百分の三十を乗じた額(算出した使用料の額に十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)				候補者負担
	音響、照明装置操作員人件費				

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べる事ができる。

平成26年4月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド金沢本店
金沢市西都1丁目40番地ほか
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 位置 縦覧による。
収容台数 383台
(変更後) 位置 縦覧による。
収容台数 383台
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前9時30分から午後10時30分まで(第二駐車場から第六駐車場までについては、午後10時まで)
(変更後) 午前9時30分から午後10時30分まで(第二駐車場から第七駐車場までについては、午後10時まで)
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 出入口の数 12箇所
位置 縦覧による。
(変更後) 出入口の数 14箇所
位置 縦覧による。
- 3 変更する年月日
平成26年4月7日
- 4 変更する理由
来客用駐車場の一部に住宅展示場を建設する際に出た不足分の来客用駐車台数を従業員用駐車場で補うため

- 届出年月日
平成26年3月31日
- 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課
- 届出等の縦覧期間
平成26年4月8日から同年8月8日まで
- 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
平成26年8月8日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

第44期石川県労働委員会労働者委員の補欠委員候補者の推薦公告

石川県労働委員会労働者委員に2名の欠員が生じるので、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、労働組合に対して次の要領によって補欠委員候補者の推薦を求める。

平成26年4月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 推薦団体の資格
県内のみ組織を有し、かつ、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合であること。
- 被推薦者の資格
禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- 推薦期間
平成26年4月8日（火）から同月16日（水）まで
- 推薦手続
労働者委員候補者を推薦しようとする労働組合は、次に掲げる書類を石川県商工労働部労働企画課に提出すること。なお、(3)の証明書の交付を受けるためには、日時を要するので留意すること。
 - 推薦書（別記様式による。）
 - 被推薦者の履歴書
 - 推薦に係る労働組合が、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の労働組合法施行令第21条第3項に規定する石川県労働委員会の証明書（なお、この証明書の交付を受けるためには、日時を要するので留意すること。）
- 委員候補者として推薦する者の数
1組合につき2人まで
- その他
詳細についての問合せは、石川県商工労働部労働企画課（金沢市鞍月1丁目1番地 電話番号076-225-1531）へすること。
(別記様式)

年 月 日

石川県知事 様

事務所所在地

団体名

代表者職氏名

印

石川県労働委員会委員候補者推薦書

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、石川県労働委員会委員候補者として、次の者を推薦します。

氏 名	生年月日	所属会社名及び地位	所属団体名及び地位	備 考

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

平成26年4月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

加賀市土地改良区

職 名	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	水 上 功	加賀市日谷町6の8番地	平成26年3月23日
〃	松 山 久 雄	〃 大聖寺下福田町8の56番地	〃
〃	杉 本 喬	〃 片野町イ11番1地	〃
〃	小 森 正 市	〃 黒瀬町ワ141番地	〃
〃	琴 野 正 也	〃 富塚町トの98番地	〃
〃	前 野 英 一	〃 山代温泉39の145番地	〃
〃	山 田 久 信	〃 小坂町口181番地	〃
〃	生 水 涉	〃 分校町リ62番地	〃
〃	笹 村 辰 男	〃 篠原町リ24番地	〃
〃	岸 省 三	〃 新保町ル7番地	〃
監 事	加 野 勉	〃 熊坂町ニ131番地	〃
〃	重 谷 栄 治	〃 西島町井92番甲地	〃
〃	谷 口 利 彦	〃 宇谷町ヌの1番地	〃
〃	東 野 正 信	〃 合河町75番地	〃
〃	橋 本 辰 雄	〃 片山津町セ61番地	〃

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

平成26年4月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

加賀市土地改良区

職 名	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	河 上 外 志 雄	加賀市熊坂町ク41番地	平成26年3月24日
〃	川 元 正 弘	〃 大聖寺岡町口の50番地	〃
〃	深 村 富 士 雄	〃 深田町イ8番甲地	〃
〃	河 嶋 光 利	〃 上河崎町ヨの99番地の1	〃
〃	中 村 長 一 郎	〃 大菅波町レ1番地1	〃
〃	坂 谷 謙 一	〃 山代温泉40の11番地の6	〃
〃	初 坂 進	〃 二ツ屋町タ43番地	〃

〃	下 出 英 一	〃 中島町ホの147番地	〃
〃	川 江 辰 治	〃 美岬町い50番地	〃
〃	久 田 登 喜 夫	〃 柴山町1の41番地	〃
監 事	土 本 進	〃 曾宇町カの3番地の1	〃
〃	松 井 美 喜 夫	〃 七日市町イ29番地	〃
〃	谷 口 利 彦	〃 宇谷町ヌの1番地	〃
〃	谷 平 義 明	〃 箱宮町ウ32番地	〃
〃	葛 谷 淳 一	〃 片山津町ニの69番地	〃

県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を平成26年4月9日から同年5月12日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による異議申立てに対する決定に不服がある者は、同条第10項の規定により、県を被告として（県を代表する者は、知事となる。）、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

平成26年4月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

地 区 名	事 業 名	縦覧に供する書類	縦 覧 場 所
高階第2地区	県営ほ場整備事業	県営土地改良事業計画書の写し	七尾市農林課

基本測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成26年4月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基 本 測 量 (一 等 磁 気 測 量)	平成25年6月3日から 平成26年3月14日まで	羽咋郡志賀町

正 誤

平成26年4月1日発行の石川県公報第12684号中、正誤次のとおり

ページ	件名	誤	正
14	農業振興地域の区域の変更公告	かほく農業振興地域について、かほく市中沼、長柄町、高松、内高松、木津、横山、遠塚、宇気、浜北、七窪、外日角、白尾、森、内日角及び大崎の各一部を区域から除外する。	かほく農業振興地域について、かほく市中沼、長柄町、高松、内高松、木津、横山、遠塚、宇気、浜北、秋浜、七窪、外日角、白尾、森、内日角及び大崎の各一部を区域から除外する。